

平成 28 年 9 月 30 日

各 位

川崎信用金庫

不祥事件の発生について

今般、誠に遺憾ではございますが、当金庫元職員が在職中にお客さまからお預かりした現金を着服していたことが判明いたしました。社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関にあつて、このような不祥事件を発生させ、お客さまをはじめ、関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- (1) 発生店舗 : 六ッ川支店
- (2) 事件の内容 : 元職員が在職中に、お客さまからお預かりした現金を受領証を発行せずに持ち帰り、着服していたもの。
- (3) 事故者 : 元職員 (営業係・男性・28 歳)
- (4) 発覚日 : 平成 28 年 8 月 24 日
- (5) 発生期間 : 平成 28 年 7 月から平成 28 年 8 月
- (6) 事故金額 : 3,000 千円 (2 先)
- (7) 実損額 : なし (事故者より全額弁済を受けています)

2. お客さまへの対応

ご迷惑をお掛けしたお客さまには、事情を説明したうえで謝罪し、お客様の資金に影響が及ばないよう措置を講じさせていただきました。

3. 各関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに警察に通報すると共に法令等に基づく監督官庁等関係機関への報告、届出を行いました。

4. 事故者及び関係者の処分

元職員につきましては、平成 28 年 9 月 27 日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、役員および管理責任者につきましても厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当金庫は、お客さまや社会の信頼にお応えするため、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして企業活動を遂行してまいりましたが、このような事件を発生させたことを厳粛に受け止め、職員のコンプライアンス意識の向上、内部管理態勢の充実を図り、役職員一体となって、不祥事件の未然防止に取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

川崎信用金庫 お客さま相談担当

フリーダイヤル：0120-119-034〔土・日・祝日及び12月31日～1月3日を除く午前9時～午後5時〕

【お客さまからの現金の受領について】

当金庫では、職員がお客さまの自宅や職場等にて現金をお預かりする際には所定の「受領証」を必ず交付いたします。それ以外に名刺などを使用することはございません。

現金の受け渡しについて、ご不明な点またはご不審な点がございましたら、お取引店またはお客さま相談担当までご連絡ください。

以上